



2025年2月7日

各 位

会 社 名 株式会社 高速
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 赫 裕 規
(コード番号 7504 東証プライム)
問合せ先責任者 取締役常務執行役員
社長室室長 三 田 村 崇
(電話 022-259-1611)

株式の売出し及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日の取締役会決議により、当社普通株式の売出し(以下「本件売出し」という。)及び第三者割当による自己株式の処分に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

本件オーバーアロットメントによる売出し及び本件第三者割当による自己株式処分は、本件売出しを円滑に行うためのものです。当社は、引き続き財務健全性を維持しながら、有利子負債を適切に活用することで、成長投資を進め、企業価値向上に努めてまいります(本件オーバーアロットメントによる売出し及び第三者割当による自己株式処分に関しては、後記<ご参考>「2. オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。)

<本件売出しに至る経緯>

当社は、高速グループビジョンとして「包装を通して、すべてのステークホルダーに『高速ファン』を増やし、社会にとって有用な『グッドカンパニー』を目指す」ことを掲げており、来年度 2025 年度には中期経営計画の最終年度を迎えると共に、2026 年 2 月には設立 60 周年を迎えます。一方で、資本市場における当社の課題として、当社株式の流動性が低いことと、以前より当社は認識しておりました。

そのような状況のなか、節目となる年度を前に、流動性の向上という課題を改善し、より資本市場において評価され、次のステージへと進んでいく必要性を当社は認識し、当社株式を政策保有株式として保有されている株主に対して積極的に当社株式の売却を働きかけてまいりました。今般、当該株主から当社株式の売却の合意が得られたため、円滑な売却機会とすると同時に、以下の狙いを達成したいと考え、本件売出しを実施することといたしました。

<本件売出しの狙い>

◆浮動株比率の向上

本件売出しによる全売出株式数のうち 776,300 株(発行済株式総数の約 3.7%)については、2024 年 9 月末日を基準とした当社株主において、「他の上場会社等が保有する株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(特定投資株式)」、すなわち、いわゆる政策保有株式として保有されている株式であります。当該 776,300 株は、浮動株比率の算定方法における固定株に該当する株式であるため、本件売出し

ご注意: この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

により固定株が 776,300 株(発行済株式総数の約 3.7%)減少し、浮動株比率が向上することを見込んでおります。なお、「TOPIX 見直し」における選定基準に関連して、浮動株時価総額は上場時価総額に浮動株比率を掛け合わせた値とされております。当社は、今後も、TOPIX を含む各種指数と株価を意識した経営に努めてまいります。

※TOPIX(東証株価指数)は、株式会社 JPX 総研の登録商標です。

◆流動性の向上

現状、当社株式の流動性は、東証プライム市場において、相対的に低いものと認識しております。本件売出しによって、売出人各社が保有していた合計 779,400 株(発行済株式総数の約 3.7%)が流通することとなるため、流動性の向上を見込んでおります。なお、当社は、東証プライム市場の上場維持基準である流通株式比率、流通株式時価総額及び 1 日平均売買代金等を既に満たしており、本件売出しによって見込んでおりますのは、さらなる流動性の向上となります。

◆高速ファン株主・個人株主の拡充

当社は、現在進行中の中期経営計画において、「高速ファン作り」をキーワードとして、各ステークホルダーに対する取り組みを進めております。株主様に対しては、20 期連続増配(2024 年 3 月期実績)、当社のお客様の商品を掲載したグルメカタログギフトなどの株主優待等を実施しており、本件売出しによって、認知度向上を含む投資家層に対する「高速ファン作り」をさらに進めてまいります。

◆資本コストの低減

当社株式の流動性が相対的に低いことにより、流動性が高い場合と比較し資本コストが相対的に高くなっているものと認識しておりますが、前記のとおり本件売出しによって流動性の向上を見込んでおり、結果、資本コストの低減につながるものと考えております。また、本件売出しによる個人株主の増加により、株価変動のボラティリティ抑制を図ることができ、その点も資本コストの低減につながるものと考えております。

記

1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)

(1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 779,400 株
種 類 及 び 数

(2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数	名 称	売 出 株 式 数
	株 式 会 社 エ フ ピ コ	210,000 株
	カ メ イ 株 式 会 社	181,700 株
	株 式 会 社 七 十 七 銀 行	128,200 株
	J B C C ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	111,700 株
	信 越 ポ リ マ ー 株 式 会 社	94,600 株
	リ ケ ン テ ク ノ ス 株 式 会 社	50,100 株
	株 式 会 社 キ ッ チ ニ ス タ	3,100 株

(3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 2 月 18 日(火)から 2025 年 2 月 21 日(金)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京

ご注意: この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。)

- (4) 引 受 価 額 下記(5)に記載の引受人より売出人に支払われる金額である引受価額は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、売出価格等決定日に、売出価格と併せて決定される。
- (5) 売 出 方 法 野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」という。)に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (6) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 5 営業日後の日
- (8) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (10) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 赫裕規に一任する。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>2. を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 116,900 株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 116,900 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 赫裕規に一任する。

3. 第三者割当による自己株式の処分(下記<ご参考>2. を参照のこと。)

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 116,900 株
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 売 出 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 引 受 人 の 買 取 引 受 に よ る 決 定 方 法 売 出 し に お け る 引 受 価 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 割 当 先 野村證券株式会社
- (4) 申 込 期 間 2025 年 3 月 25 日(火)
(申 込 期 日)
- (5) 払 込 期 日 2025 年 3 月 26 日(水)

ご注意: この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

- (6) 申込株数単位 100株
- (7) 上記(4)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 赫裕規に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村証券株式会社から 116,900 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、116,900 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は 2025 年 2 月 7 日(金)の取締役会決議により、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 116,900 株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を、2025 年 3 月 26 日(水)を払込期日として行うことを決定しております。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2025 年 3 月 21 日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、本件第三者割当の手取概算額上限 270,102,783 円については、販売・出荷可能物量増強、拠点集約に伴う効率化及び自社倉庫における効率化推進のため、2025 年 12 月末までに盛岡営業所の用地取

ご注意: この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による自己株式の処分にに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

得資金及び営業所建築資金の一部に充当する予定であります。具体的な充当時期までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

2025年2月7日現在(ただし、既支払額については2024年12月31日現在)における、主な設備計画は以下の通りであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払 額 (百万円)		着手	完了	
株高速	盛岡営業所 (岩手県)	事務所 倉庫	2,450	250	自己資金 借入金 自己株式処分資金	2024年8月	2026年10 月	建物延床面積 約 10,000 m ²
株高速	西日本 営業拠点 (大阪府)	事務所 倉庫	3,100	—	自己資金 借入金	2025年3月	2025年6月	建物延床面積 約 11,000 m ²

(注) 完成後の増加能力については、新拠点の延床面積を記載しております。盛岡営業所及び西日本営業拠点(大阪府)は移転を予定しておりますが、現在の移転前の当該拠点の延床面積は、盛岡営業所が約 5,000 m²、西日本営業拠点(大阪府)が約 3,000 m²であるため、計画が実行された場合、盛岡営業所においては約 5,000 m²、西日本営業拠点(大阪府)においては約 8,000 m²延床面積が増加することとなります。

(注) 当社グループは「包装資材等製造販売事業」の単一セグメントであるため、上記の主な設備計画については、いずれも同セグメントにおけるものです。

3. 本件第三者割当による自己株式数の推移

現在の自己株式数 1,644,677 株 (2024年12月31日現在)
 本件第三者割当による処分株式数 116,900 株 (注) ※(発行済株式総数の約 0.56%)
 本件第三者割当後の自己株式数 1,527,777 株 (注)

(注) 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株式(処分株式数)に対し野村証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です(本件第三者割当の詳細に関しては、前記「2. オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。)

4. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社エフピコ及び株式会社七十七銀行並びに当社株主である高速興産A号株式会社、高速興産B号株式会社、高速興産C号株式会社及び赫由美子は野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡り日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意: この文書は当社株式の売出し及び第三者割当による自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。